

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第二条の政令で定める道路及び事業） 第一条（略） 2 法第二条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一 特定自動車（窒素酸化物又は粒子状物質の排出の抑制に資する自動車として国土交通大臣が定めるものをいう。以下この号において同じ。）の購入又は特定自動車以外の自動車を特定自動車とするための改良であつて、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者その他国土交通大臣が定める者による旅客又は貨物の運送の用に供するために行うものにして助成を行う事業 二 公共交通機関の利用その他自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制に資する国民の活動を促進する方策に関する調査を行う事業 三・四（略） 五 道路の地上における電線及びこれを支持する電柱（以下この号において「電線等」という。）の撤去の推進その他道路及びその沿道における良好な景観の形成の推進に必要な調査並びに電線等の撤去の推進に必要な技術の開発を行う事業 六（略） 七 駐車場における自動車その他の車両の出入を管理するシステム又は駐車場の利用に関する情報を収集し、及び提供するシステムの高度化に関する調査並びにこれらのシステムの整備に対して助成を行う事業 八 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業の用に供する車両の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムの整備に関する調査並びに当該システムの整備に対して助成を行う事業 九 道路運送法第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（第十二	（法第二条の政令で定める道路及び事業） 第一条（略） 2 法第二条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一 自動車への粒子状物質の排出を抑制する装置の装着及び当該装置が装着された自動車の購入に対して助成（自動車の購入に対するものにあつては、当該装置の装着に伴い増加した購入費に係るものに限る。）を行う事業 二・三（略） 四 道路の地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去の推進に必要な調査及び技術の開発を行う事業 五（略） 六 駐車場における自動車その他の車両の出入を管理するシステム又は駐車場の利用に関する情報を収集し、及び提供するシステムの高度化に関する調査を行う事業 七 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一

号において単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）でその路線の全部又は一部が高速自動車国道又は自動車専用道路であるもの用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムの整備に関する調査を行う事業

十 路面その他の道路の状況に関する情報を収集し、及び提供するシステム（携帯し、又は自動車に装着して使用する画像表示用装置を利用するものに限る。）の高度化に関する調査を行う事業

十一 （略）

十二 一般乗合旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃又は料金の收受システム（集積回路を内蔵するカードを利用するものに限る。）の高度化に関する調査（当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所及びその周辺の道路交通の円滑化に必要なものに限る。）を行う事業

十三 （略）

十四 地震によつて倒壊した場合においてその敷地に接する道路（緊急輸送を確保するために必要なものに限る。）の通行を妨げるおそれがある建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断をいう。）若しくは耐震改修（同条第二項に規定する耐震改修をいう。）を行い、又は当該耐震診断若しくは耐震改修を促進する事業に対して助成を行う事業

十五 道路の新設若しくは改築若しくは道路の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）及び市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。次条第二項第一号において同じ。）その他の道路交通の円滑化並びに都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上のために必要な公共公益施設の整備に関する事業又はこれらの事業を促進する事業に対して助成（法第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に要する費用に係るものを除く。）を行う事業

（国の負担金の割合の特例）

第二条 （略）

一般乗合旅客自動車運送事業（その路線の全部又は一部が高速自動車国道又は自動車専用道路であるものに限る。）の用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムの整備に関する調査を行う事業

八| （略）

九| （略）

（国の負担金の割合の特例）

第二条 （略）

2 一般国道の改築（国土交通大臣が行うものを除く。次項において同じ。）で、前項各号に掲げるもの、次に掲げるもの（同項又は次条第一号の規定により国土交通大臣が指定する道路に係るものを除く。）及び土地地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第四条の政令で定める国の負担金の割合は、十分の五・五とする。 一 市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業又は道路のみに関する都市計画事業に係る道路の改築 3 二（略） （略）	2 一般国道の改築（国土交通大臣が行うものを除く。次項において同じ。）で、前項各号に掲げるもの、次に掲げるもの（同項又は次条第一号の規定により国土交通大臣が指定する道路に係るものを除く。）及び土地地区画整理事業（土地地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）による土地地区画整理事業をいう。以下同じ。）に係るもの以外のものに要する費用について法第四条の政令で定める国の負担金の割合は、十分の五・五とする。 一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業又は道路のみに関する都市計画事業に係る道路の改築 3 二（略） （略）
--	---